

平成15年度 杉並区事務事業評価表

評価対象事務事業名		環境衛生監視				整理番号	500	枝番号		
所属部課名	保健所生活衛生課	コード	150231	連絡先電話番号	4522	昨年度整理番号	444			
係名	環境衛生担当係	上位施策名			No					
予算事業名	環境衛生監視	コード	47750	健康を支える仕組みづくり			40			
事務事業の概要	事業開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成	50 年度		根拠法令等 <input type="checkbox"/> 実施計画事業 <input type="checkbox"/> 行革対象事業					
	事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 一部新規 <input type="checkbox"/> 臨時・単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 内部管理	(1) 理美容師法、クリーニング業法、公衆浴場法、旅館業法等							
	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他	(2) 水道法、ビル衛生管理法、建築物指導指針等							
	環境衛生関係営業者及び営業施設利用区民 共同住宅・個人住宅等建築物管理者及び居住者、水道施設管理者・設置者及び井戸所有者				(3) プール条例、コインランドリー要綱、健康で快適な室内環境確保事業実施要領等					
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	環境衛生営業施設の許認可、理化学検査を含めた衛生指導、講習会の開催等 建築物の室内環境調査指導及び飲料水の安全確保				活動指標名(式)					
					(1) 環境営業施設の監視等指導数(講習会参加施設含む)及び住居衛生に関する相談指導数(講習会参加者含む)					
					(2)					
意図 (対象をどのような状態にしたいのか)	区民の日常生活に欠かせない環境衛生営業施設の衛生水準を向上させ、安心して利用できる施設とする。 安全な居住環境の実現や飲料水の供給により、健康で快適な住まいを確保する。				成果指標名(式)					
					(1) 環境衛生基準適合施設出現率					
					(2) 室内環境調査件数(室内化学物質及びダニアレルゲン量等)					
区分		単位	12年度実績	13年度実績	14年度		15年度計画	目標値	目標値に対する14年度の達成率%	
					計画	実績		17年度		
指標	活動指標(1)	件	2,564	2,720	1,805	2,444	1,787			
	活動指標(2)									
	成果指標(1)	%	94	96	100	91	100			
	成果指標(2)	件	224	129	100	182	100	500	36.4	
総事業費・コスト把握	事業費	千円	2,820	2,374	3,087	2,888	3,200	特記事項		
	(内)委託費	千円	761	958	789	771	793	・活動指標についてプール条例の水質基準の改正に伴い、プール水質検査で水質基準不適合の施設が水質基準改正前より多くあり、水質改善の指導を行った。		
	職員数(正規 非常勤)	人	9.00	9.00	9.00	9.09	9.00			
	人件費	職員分(超勤分含む)	千円	81,747	81,747	81,747	82,564			81,747
		非常勤職員分	千円	0	0	0	0			0
	総事業費 + +	千円	84,567	84,121	84,834	85,452	84,947			
	単位あたりコスト ÷	円	33	31	47	35	48			
	財源	受益者負担分	千円	2,730	2,790	2,819	2,998			2,828
		国・都等からの支出金	千円							
		特定財源計 +	千円	2,730	2,790	2,819	2,998			2,828
差引:一般財源 -		千円	81,837	81,331	82,015	82,454	82,119			
受益者負担比率 ÷	%	3.2	3.3	3.3	3.5	3.3				
事業を取り巻く環境	開始当初から現在までの変化	社会状況の変動は、毎年、新たな事例を生み出し、国や東京都もこれらに対応すべく法律、条例等の改正を行っている。区ではそれらの改正に合わせて、事業の計画、指導等をへ変化させて対応している。								
	事業に対する住民の意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	室内環境調査(化学物質揮散量・ダニアレルゲン量等)への区民の期待度は高く、計画を上回る室内環境調査を実施し、結果に基づく住まい方のアドバイスで区民の要望に応えている。営業施設における感染症予防対策については、特に大型入浴施設での死亡事故が続いたこともあり、区民からの問い合わせも多く、関係業界への指導強化と業界の理解により区民の不安解消に努めている。								
	今後の予測	地域保健法に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部が変更され、生活衛生対策についても、レジオネラ症、シックハウス症候群等についての指導強化が盛り込まれた。これらを踏まえて、入浴施設(公衆浴場、旅館及び社会福祉施設等)のレジオネラ症予防対策、その他の営業施設の感染症予防対策、室内環境調査の範囲の拡大・充実が必要不可欠となる。								

平成15年度 杉並区事務事業評価表

	活動指標(1)の14年度達成率%	135.4	活動指標(2)の14年度達成率%	14年度予算執行率%	93.6
14年度予算執行状況 (節減努力・未達理由等)	感染症予防対策として、国からの通知による入浴施設のレジオネラ属菌一斉検査を行ったため、他の環境衛生関連施設への検査は事業計画の数を縮小して実施した。また、室内環境調査も予定件数を上回る調査依頼があったが、調査方法等を工夫し、区民の要望に十分応えることができる調査を実施した。				
前年度の改革案の取り組み状況 (15年度予算を削減または増額している場合、関連する新規事業がある場合にはそのその概要を明記)	室内環境調査の調査対象の拡大、調査項目の充実を図るため、平成15年度当初予算で調査機器の充実を図り、これまで調査不能であった化学物質の調査を可能とする。 入浴施設(公衆浴場、旅館等)を対象としたレジオネラ症予防対策については、講習会開催、水質調査の結果等を踏まえたきめ細かな指導を行っていく。				

結果評価 (目的妥当性・有効性・効率性)	(1) 施策への貢献度は大きいですか	理由: 区民の日常生活に密着した環境衛生関係営業施設の衛生確保、健康で快適な室内環境の確保及び飲料水の安全確保は、区民が安全で健康に暮らす支えとなっている。
	貢献度 大(理由)	
	(2) 区が行う必要がありますか。民間や国・都との役割分担は適切ですか	理由: 事業の性質上、法律に基づく義務的的事业である。営業施設の衛生管理は自己管理が原則ではあるが、区としてのチェックが必要である。住居衛生事業についても国の動向とリンクした業務も多い。なお、室内化学物質調査のうち、区では調査不能な物質や、量的に区では検査の不能な場合には民間検査機関の活用も必要である。
	義務的的事业である	
	(3) 成果を向上させることができますか	理由:
	できる(へ)	
成果向上のための方策は何ですか 具体的な内容を選択し、改革案の概要へ		
手段・方法の変更		
(4) 受益者負担の見直し余地はありますか	理由: 室内環境調査は、測定機器を充実させているが、あくまでも住い方のアドバイスを行うための指標とするもので公定法の検査ではない。入浴施設のレジオネラ属菌等の検査については、検査体制等の条件整備が必要である。	
ない(理由)		
(5) 成果を維持して対象を縮小できますか又は対象を拡大して成果を上げることはできますか		
できる(改革案の概要へ)		
(6) コストを下げる余地はありますか	理由: 感染症予防対策、プール水質基準の強化、飲料水の水道法水質基準の改正等、より詳細な検査やきめ細かな指導が必要となる。	
ない(理由)		

今後の事業のあり方	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
-----------	---

中長期的な視点	(1) 改革案の概要(いつまでに、どうかたちに)	営業施設における感染症予防対策は、国等の通知によるだけでなく、危機管理の視点からも必要不可欠な事業である。特に入浴施設等のレジオネラ症予防対策は、営業者の協力と理解の下、きめ細かな指導を行い区民が安心して利用できる施設を確保する。住居衛生対策では、建築基準法の改正により一部の化学物質の室内環境汚染は解決の方向にあるが、室内環境基準が設定されている化学物質全てを建築時に規制することは不可能であり、これらに不安を抱く区民の要望に応えるため、調査体制の充実が不可欠である。
	(2) 改革案を実施するにあたっての阻害要因と克服方法	営業施設、特に入浴施設(浴場、旅館等)に対する東京都条例の規制は、関係業者にとってかなりの負担となり、早急な施設改善等が難しい施設もある。指導を行う際に、各施設の現状を踏まえた解決方法を見出していく必要がある。 住居衛生対策における検査器材は、徐々に整備されているが、国の方針による検査方法に対応するには検査器材の未整備なものがある。

短期的な視点	(1) 翌年度予算見積の方向性	<input type="radio"/> 大幅増 <input checked="" type="radio"/> 増 <input type="radio"/> 増減なし <input type="radio"/> 減 <input type="radio"/> 大幅減 <input type="radio"/> 予算なし
	(2) 理由	レジオネラ症予防対策、プール水質基準の強化等、水質検査を伴う衛生指導が今まで以上に必要となっており、これまで見送っていた保健所における検査器材の整備が必要となる。なお、レジオネラ症予防対策として、社会福祉施設(特に高齢者用施設)等の入浴施設等の水質検査を含めた指導も不可欠となる。 また、水道法水質基準の改正に伴う検査項目の増加に対応するためには、現状の検査機器では検査ができなくなり、新たな検査機器の整備が必要となる。

平成15年度 杉並区事務事業評価表

評価対象事務事業名		食品衛生監視				整理番号	501		枝番号			
所属部課名		杉並保健所生活衛生課		コード	150231		連絡先電話番号	4522		昨年度整理番号	445	
係名		管理係				上位施策名			No			
予算事業名		食品衛生監視		コード	47850		健康を支える仕組みづくり			40		
事務事業の概要	事業開始年度 <input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成				23 年度		根拠法令等 <input checked="" type="checkbox"/> 実施計画事業 <input checked="" type="checkbox"/> 行革対象事業					
	事業の種類 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 一部新規 <input type="checkbox"/> 臨時・単年度 <input type="checkbox"/> 内部管理				(1) 食品衛生法 (2) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 (3) 食品製造業等取締条例(都条例)							
	対象 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他 食品関係営業者、営業施設、営業施設利用者及び区民											
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順) 飲食に起因する衛生上の危害の発生防止と衛生知識向上を目的として、法及び条例に基づき許可・検査・講習会等を実施している。				活動指標名(式) (1) 食品関係営業施設の監視指導件数 (2) 食品衛生講習会実施件数							
	意図 (対象をどのような状態にしたいのか) 飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するとともに、区民の食品の安全性に対する不安を取り除き、安全で健康的な食生活を確保する。				成果指標名(式) (1) 全福祉・教育関係給食(食事)提供施設における衛生管理検査票63項目の平均適合率(%) (2) 区内施設(家庭を含む)に原因があった苦情及び食中毒の件数							
区分		単位	12年度実績	13年度実績	14年度		15年度計画		目標値	目標値に対する14年度の達成率%		
					計画	実績			年度			
指標	活動指標(1)		件	26,105	27,472	24,589	24,220	24,187				
	活動指標(2)		回	296	259	260	314	272				
	成果指標(1)		%	88	93	94	95	96				
	成果指標(2)		件	60	55	54	78	50				
総事業費・コスト把握	事業費		千円	4,632	8,082	6,611	6,308	8,716		特記事項 14年度事業費の年度当初の配当額は5,757千円であったが、SRSV(小型球形ウイルス)等の食中毒等の関係調査での都衛研への検査委託費(予算より1,057千円増)が大幅に増え、課内での予算流用を行った。		
	(内)委託費		千円	2,205	2,028	2,861	2,861	1,803				
	職員数(正規 非常勤)		人	21.29	20.25	20.25	20.29	20.00 0.50				
	人件費	職員分(超勤分含む)		千円	193,377	183,931	183,931	184,294	181,660			
		非常勤職員分		千円	0	0	0	0	1,468			
	総事業費 ++		千円	198,009	192,013	190,542	190,602	191,844				
	単位あたりコスト ÷		円	7,585	6,989	7,749	7,870	7,932				
	財源	受益者負担分		千円	12,399	14,437	19,021	19,923	22,135			
		国・都等からの支出金		千円								
		特定財源計 +		千円	12,399	14,437	19,021	19,923	22,135			
差引:一般財源 -		千円	185,610	177,576	171,521	170,679	169,709					
受益者負担比率 ÷		%	6.3	7.5	10.0	10.5	11.5					
事業を取り巻く環境	開始当初から現在までの変化		食品流通のグローバル化は、輸入有品増大による食品添加物、残留農薬問題やO157等の新興感染症の勃興を生み出している。また、科学技術技術の進歩は、遺伝子組換え食品等の出現など食品の安全性への新たな課題が生じている。さらに輸入飼料によりBSE(牛海綿状脳症)が発生するなど、その対応は食品衛生分野だけでは解決できないように複雑化を呈している。									
	事業に対する住民の意見(事業に対する期待・要望・苦情など)		雪印・BSE事件以来、区民の食品の安全性に対する不安及び食品表示に対する不信感が増大している。昨年9月に実施した食の安全についてのパネルディスカッション時アンケート調査では、55.7%の人達が輸入食品の安全性・食品の表示・食品添加物に関心があると答えている。									
	今後の予測		15年度に食品安全基本法の制定及び食品衛生法の一部改正がなされた。法が施行されると、監視計画を策定する時には、区民の意見を広く聴くため、今まで以上に区民の意向に沿った行政運営を行っていく必要がある。そのため積極的な情報の開示とリスクコミュニケーションを進めなければならない。									

平成15年度 杉並区事務事業評価表

	活動指標(1)の14年度達成率%	98.5	活動指標(2)の14年度達成率%	120.8	14年度予算執行率%	95.4
14年度予算執行状況 (節減努力・未達理由等)						
前年度の改革案の取り組み状況 (15年度予算を削減または増額している場合、関連する新規事業がある場合にはその概要を明記)	年度途中で欠員が生じたこともあり、一層の事務の効率化を図る必要があった。そのため、最適システム選定の情報収集作業を行った。					

結果評価 (目的妥当性・有効性・効率性)	(1) 施策への貢献度は大きいですか	理由: O157等の新興感染症を含めた食中毒予防対策、増加する輸入食品の監視、区民の不安解消のための情報提供など、食品衛生監視員の専門性を発揮した食品衛生監視事業は、区民の健康危機管理体制の確立に欠かすことができない。
	貢献度 大(理由)	
	(2) 区が行う必要がありますか。民間や国・都との役割分担は適切ですか	理由:
	義務的的事业である	
	(3) 成果を向上させることができますか	理由:
	できる(へ) 成果向上のための方策は何ですか 具体的な内容を選択し、改革案の概要へ 事業費・活動量の増加	
(4) 受益者負担の見直し余地はありますか	理由: 食品営業許可手数料は、営業許可に要する事務処理時間の積算等により算出しているため、見直しは困難である。	
ない(理由)		
(5) 成果を維持して対象を縮小できますか又は対象を拡大して成果を上げることができますか	理由: 食品の安全確保には、個人や団体を問わず区民全体を対象に担保しなければならない。特に、高齢者・病弱者・年少者等のいわゆるハイリスク層や一般区民に力を注ぐ必要がある。	
対象を変更するのは適切でない(理由)		
(6) コストを下げる余地はありますか	理由: 区民の望む食の安全確保には、行政による取締りの強化・検査の充実を望む声が大きく、監視指導に当る監視員のこれ以上削減はできない。また、食中毒検査についてもウイルス等の検査項目が増えている。さらに遺伝子組換え食品、アレルギー物質成分含有の確認を行っていくためには、多くの検査費用が必要となってくる。	
ない(理由)		

今後の事業のあり方	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
-----------	---

中長期的な視点	(1) 改革案の概要(いつまでに、どうかたちに) 食の安全確保及び食品表示への不信感の払拭のための事業を重点的に取り組んでいくとともに、より広い層の区民へ積極的な情報提供ができるシステムを構築していかなければならない。また、区民が不安を抱いている遺伝子組換え食品の検査や業者による自主回収が多発しているアレルギー表示の確認のためのアレルギー物質検査についても、多額の費用を必要とする事業であるため、今後、都と連携を取りながら、区としても積極的に取り組んでいく必要がある。
	(2) 改革案を実施するにあたっての阻害要因と克服方法 遺伝子組換え食品、アレルギー物質、成分の検査については、検査器材整備に多額の費用を要するが、食品法改正で可能になった民間検査機関への検査委託を行うことで、費用を軽減できる。

短期的な視点	(1) 翌年度予算見積の方向性	<input type="radio"/> 大幅増 <input checked="" type="radio"/> 増 <input type="radio"/> 増減なし <input type="radio"/> 減 <input type="radio"/> 大幅減 <input type="radio"/> 予算なし
	(2) 理由 食品の安全確保や表示に対する区民の不信感を払拭していくには、区内の食品製造・販売業者に対して、食品衛生法だけにとらわれずJAS法(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)等の食品表示全般について監視指導を強化するとともに、ホームページを活用した迅速な情報提供を行っていく。また、食品衛生システムが稼動することから情報公開の迅速化及び申請手続き等の利便性の向上を図ることができる。その他として食中毒検査について、ウイルスによるものの発生件数の増加により、検査委託料を拡充しなければ対応できなくなっている。	

平成15年度 杉並区事務事業評価表

評価対象事務事業名		動物の適正飼養				整理番号	502		枝番号		
所属部課名		杉並保健所生活衛生課		コード	150231	連絡先電話番号	4522		昨年度整理番号	446	
係名		管理係				上位施策名			No		
予算事業名		動物の適正飼養		コード	48050	健康を支える仕組みづくり			40		
事務事業の概要	事業開始年度 <input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 50 年度				根拠法令等 <input type="checkbox"/> 実施計画事業 <input type="checkbox"/> 行革対象事業						
	事業の種類 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 一部新規 <input type="checkbox"/> 臨時・単年度 <input type="checkbox"/> 内部管理				(1) 動物の愛護及び管理に関する法律						
	対象 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 世帯 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> その他 犬・猫の飼養者				(2) 東京都動物の愛護及び管理に関する条例						
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順) 動物の適正飼養の普及啓発(冊子・広報紙・プレート・犬のしつけ教室・相談(獣医師会委託を含む。)) 畜犬登録事務、狂犬病予防集合注射、未登録・未注射犬に対する督促				(3) 狂犬病予防法						
	意図 (対象をどのような状態にしたいのか) 動物の適正飼養の指導・相談を通し、動物愛護について理解をもってもらい、人と動物が共生できる環境をつくる。 狂犬病予防注射接種率の向上により、狂犬病の発生を未然に防ぐ。				活動指標名(式) (1) 犬のしつけ教室の受講者数 (2) 台帳保有数						
区分		単位	12年度実績	13年度実績	14年度		15年度計画	目標値	目標値に対する14年度の達成率%		
					計画	実績		年度			
指標	活動指標(1)		人	36	33	60	36	60			
	活動指標(2)		件	14,625	15,399	15,700	15,756	15,800			
	成果指標(1)		件	1,123	1,053	1,000	830	800			
	成果指標(2)		%	72	70	80	70	80			
総事業費・コスト把握	事業費		千円	3,297	3,512	3,562	3,113	3,400	特記事項		
	(内)委託費		千円	505	567	548	483	548	・活動指標(2)の台帳保有数とは 鑑札・注射済票の両方共に登録、鑑札のみの登録、注射済票のみの登録、があるが ~ の合計をいう。		
	職員数(正規 非常勤)		人	2.60	2.60	2.50	2.20	2.20			
	人件費	職員分(超勤分含む)		千円	23,616	23,616	22,708	19,983			19,983
		非常勤職員分		千円	0	0	0	0			0
	総事業費 + +		千円	26,913	27,128	26,270	23,096	23,383			
	単位あたりコスト ÷		円	747,583	822,061	437,833	641,556	389,717			
	財源	受益者負担分		千円	10,446	10,580	10,138	10,765			10,138
		国・都等からの支出金		千円							
		特定財源計 +		千円	10,446	10,580	10,138	10,765			10,138
差引:一般財源 -		千円	16,467	16,548	16,132	12,331	13,245				
受益者負担比率 ÷		%	38.8	39.0	38.6	46.6	43.4				
事業を取り巻く環境	開始当初から現在までの変化		狂犬病予防法の改正により、昭和60年度から狂犬病予防注射は年2回が1回に、平成7年度から犬の登録は、毎年度登録が犬の生涯に1回となった。								
	事業に対する住民の意見(事業に対する期待・要望・苦情など)		昭和32年以降、日本で狂犬病の発生がないのに、なぜ未だに法律で注射を義務づけているのかという疑問が寄せられる。								
	今後の予測		海外では、今でも狂犬病は発生しており、また輸入動物の多様化により狂犬病発生の危険があるので、今後も狂犬病を未然に防ぐために予防注射は重要であり、周知も徹底する必要がある。								

平成15年度 杉並区事務事業評価表

	活動指標(1)の14年度達成率%	60.0	活動指標(2)の14年度達成率%	100.4	14年度予算執行率%	87.4
14年度予算執行状況 (節減努力・未達理由等)	4月～6月の狂犬病予防注射実施期間に当該年度未接種及び未登録犬の飼養者に対し、10月初旬に督促ハガキを発送し手続きを促している。					
前年度の改革案の取り組み状況 (15年度予算を削減または増額している場合、関連する新規事業がある場合にはそのその概要を明記)	東京都獣医師会杉並支部と個人病院注射方式(注射会場を設けて行う集合会場方式に対し、個々の動物病院で注射を行う方式)について引き続き検討中である。					
結果評価 (目的妥当性・有効性・効率性)	(1) 施策への貢献度は大きいですか 貢献度 大(理由)	理由:犬や猫などの動物は、人間のかげがえのないパートナーとして区民の暮らしと深くかかわっており、これらの動物が適正に飼養され、人との共生が大切なため。また、狂犬病の発生を未然に防ぐため。				
	(2) 区が行う必要がありますか。民間や国・都との役割分担は適切ですか 民間・国・都ではなく区が行うべきである(理由)	理由:地域に密着した業務であり、犬の登録台帳を適正に管理することができる。				
	(3) 成果を向上させることができますか ある程度できる() 成果向上のための方策は何ですか 具体的な内容を選択し、改革案の概要へ 手段・方法の変更	理由:				
	(4) 受益者負担の見直し余地はありますか ない(理由)	理由:犬の登録費用や注射済票交付料等は、特別区及び市町村との協議で決定するため。				
	(5) 成果を維持して対象を縮小できますか又は対象を拡大して成果を上げることはできますか できる(改革案の概要へ)	理由:				
	(6) コストを下げる余地はありますか ない(理由)	理由:OA化は実施済み。適正飼養に関する苦情相談数は、年間1,000件近くあり、適正飼養の普及啓発事業はより充実する必要があるため、職員の削減は困難。また、適正飼養の普及啓発事業経費はより必要となっている。				
今後の事業のあり方	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合					
中長期的な視点	(1) 改革案の概要(いつまでに、どうかたちに) 動物対策について、平成15年5月に「動物対策連絡会」を立ち上げ、東京都動物愛護推進員と獣医師等が委員となり今後の方針を検討中である。 狂犬病予防注射については、現行の区の施設を会場とした集合注射方式から、会場数を大幅に増やすことができる個人病院方式への検討を引き続き行う。					
	(2) 改革案を実施するにあたっての阻害要因と克服方法 狂犬病予防注射の個人病院方式については東京都獣医師会杉並支部との合意が必要なため、一定の期間が必要である。					
短期的な視点	(1) 翌年度予算見積の方向性	<input type="radio"/> 大幅増 <input checked="" type="radio"/> 増 <input type="radio"/> 増減なし <input type="radio"/> 減 <input type="radio"/> 大幅減 <input type="radio"/> 予算なし				
	(2) 理由	「動物対策連絡会」において、動物の適正飼養等を検討しており、特に飼い主のいない猫のガイドラインを定め、地域猫活動に不妊・去勢手術費を支援することを検討している。また、犬・猫の普及啓発についてのシンポジウムを実施する予定であるが、その講師謝礼が必要なため。				

平成15年度 杉並区事務事業評価表

評価対象事務事業名		医務監視				整理番号	504		枝番号			
所属部課名		杉並保健所生活衛生課		コード	150231	連絡先電話番号	4522		昨年度整理番号	448		
係名		管理係			上位施策名				No			
予算事業名		医務・薬事監視		コード	47950	健康を支える仕組みづくり				40		
事務事業の概要	事業開始年度 <input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 50 年度				根拠法令等 <input type="checkbox"/> 実施計画事業 <input type="checkbox"/> 行革対象事業							
	事業の種類 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 一部新規 <input type="checkbox"/> 臨時・単年度 <input type="checkbox"/> 内部管理				(1) 医療法等 (2) 医師法等 (3)							
	対象 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 世帯 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> その他											
	診療所等開設者 医療従事者免許申請者											
	活動内容（事務事業の内容、やり方、手順） 診療所等医療施設の関係届出及び適正な衛生管理を図るための監視指導 医療従事者の免許申請経由取り扱い				活動指標名(式) (1) 医療関係施設許可申請・届書受理件数 (2) 医療関係従事者免許申請取扱件数							
意図（対象をどのような状態にしたいのか） 医療法に基づく医療施設の監視指導を実施し、医療施設の環境整備を目指す。				成果指標名(式) (1) 医療施設指導監視数 (2)								
区分		単位	12年度実績		13年度実績		14年度		15年度計画	目標値	目標値に対する14年度の達成率%	
							計画	実績		年度		
指標	活動指標(1)		件	675	575	690	583	600				
	活動指標(2)		件	561	594	600	589	600				
	成果指標(1)		件	132	104	130	129	130				
	成果指標(2)											
総事業費・コスト把握	事業費		千円	39	117	240	130	245	特記事項			
	(内)委託費		千円							活動指標のほか衛生統計調査があり、下記の実績がある。		
	職員数(正規 非常勤)		人	2.00	2.30	2.30	2.30	2.40	12年度 医療関係者調査 4,091件			
	人件費	職員分(超勤分含む)	千円	18,166	20,891	20,891	20,891	21,799	14年度 受療行動調査 132件			
		非常勤職員分	千円	0	0	0	0	0	患者調査 3,074件			
	総事業費 + +		千円	18,205	21,008	21,131	21,021	22,044	医療施設静態調査 993件			
	単位あたりコスト ÷		円	26,970	36,536	30,625	36,057	36,740	医療関係者調査 4,288件			
	財源	受益者負担分	千円	312	205	326	409	362				
		国・都等からの支出金	千円									
		特定財源計 +	千円	312	205	326	409	362				
差引:一般財源 -		千円	17,893	20,803	20,805	20,612	21,682					
受益者負担比率 ÷		%	1.7	1.0	1.5	1.9	1.6					
事業を取り巻く環境	開始当初から現在までの変化		平成14年、世田谷区内の病院におけるセラチナによる院内感染を契機に、有床診療所に対し院内感染についても予防対策マニュアル等で普及啓発している。									
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)		医療内容や医師への苦情は多いが(権限外)、監視指導対象である医療施設の清潔保持の状況と構造設備に関して住民からの意見は少ない。									
	今後の予測		特に変化なし。									

平成15年度 杉並区事務事業評価表

	活動指標(1)の14年度達成率%	84.5	活動指標(2)の14年度達成率%	98.2	14年度予算執行率%	54.2
14年度予算執行状況 (節減努力・未達理由等)	国・都からの医療機関への周知事項の件数が少なかったことによる役務費の減。					
前年度の改革案の取り組み状況 (15年度予算を削減または増額している場合、関連する新規事業がある場合にはそのその概要を明記)						
結果評価 (目的妥当性・有効性・効率性)	(1) 施策への貢献度は大きいですか 貢献度 大(理由)	理由: 医療施設の安全確保のため、医療施設の監視指導は欠かせない。				
	(2) 区が行う必要がありますか。民間や国・都との役割分担は適切ですか 義務的的事业である	理由:				
	(3) 成果を向上させることができますか ある程度できる() 成果向上のための方策は何ですか 具体的な内容を選択し、改革案の概要へ 手段・方法の変更	理由:				
	(4) 受益者負担の見直し余地はありますか ない(理由)	理由: 都及び23区統一手数料のため、手数料の見直しは困難である。				
	(5) 成果を維持して対象を縮小できますか又は対象を拡大して成果を上げることはできますか 対象を変更するのは適切でない(理由)	理由: 対象を変更することはできない。				
	(6) コストを下げる余地はありますか ない(理由)	理由: 義務的的事业である。				
今後の事業のあり方	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善余地なし <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合					
中長期的な視点	(1) 改革案の概要(いつまでに、どうかたちに) 診療所等の医務監視については必要に応じ医師等の専門家と同行した計画的な監視を検討する。					
	(2) 改革案を実施するにあたっての阻害要因と克服方法					
短期的な視点	(1) 翌年度予算見積の方向性	<input type="radio"/> 大幅増 <input type="radio"/> 増 <input checked="" type="radio"/> 増減なし <input type="radio"/> 減 <input type="radio"/> 大幅減 <input type="radio"/> 予算なし				
	(2) 理由					

平成15年度 杉並区事務事業評価表

評価対象事務事業名		薬事監視				整理番号	505		枝番号		
所属部課名		杉並保健所生活衛生課		コード	150231	連絡先電話番号	4522	昨年度整理番号	449		
係名		薬事担当係			上位施策名			No			
予算事業名		薬事監視		コード	47950	健康を支える仕組みづくり			40		
事務事業の概要	事業開始年度 <input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 9年度				根拠法令等 <input type="checkbox"/> 実施計画事業 <input type="checkbox"/> 行革対象事業						
	事業の種類 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 一部新規 <input type="checkbox"/> 臨時・単年度 <input type="checkbox"/> 内部管理				(1) 薬事法 (2) 毒物及び劇物取締法 (3) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律						
	対象 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 世帯 <input type="checkbox"/> 団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他 医薬品販売業者、毒物劇物販売業者、有害物質を含有する家庭用品の販売業者、医薬品を使用するもの(消費者)										
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順) 医薬品販売業者等上記の事業者に対し施設への立入検査を実施し、法令等の遵守を指導するとともに、医薬品や家庭用品などを施設から収去又は買上げし、品質の検査を行う。又、関係事業者や区民に対して講習会やリーフレットの配布等を行い関係情報の提供を行う。				活動指標名(式) (1) 監視指導施設件数 (2)						
	意図 (対象をどのような状態にしたいのか) 関係業態での法令遵守を徹底することで、医薬品や毒劇物による区民への健康被害や事件・事故の未然防止を図る。更に関係情報を区民始め広く提供していくことにより健康の維持・向上を目指す。				成果指標名(式) (1) 法令基準適合率 = 法令基準適合施設数 ÷ 監視指導施設件数 (2)						
区分		単位	12年度実績	13年度実績	14年度		15年度計画	目標値	目標値に対する14年度の達成率%		
					計画	実績		16年度			
指標	活動指標(1)		件	184	218	250	230	250	250	92.0	
	活動指標(2)										
	成果指標(1)		%	85	83	90	70	90	95	73.7	
	成果指標(2)										
総事業費・コスト把握	事業費		千円	1,975	1,851	1,867	1,117	1,865	特記事項 指標・総事業費については医薬品関係、毒劇物関係、有害物質を含有する家庭用品すべての事業を総計した数値である。 平成14年度(内委託費)については、当初予算は1,400千円であったが年度途中に、食中毒の多発による食品衛生担当の委託事業費の不足へ流用したため、予算現額としては765千円となった。なお、当担当により行う委託事業の一部は、平成14年度に限り、事情説明のうえ他区に分担してもらった。 受益者負担分の減少は、平成9年、規制緩和による許可期限の2年間		
	(内)委託費		千円	1,547	1,016	1,400	765	1,400			
	職員数(正規 非常勤)		人	2.02	2.02	2.02	2.02	2.02			
	人件費	職員分(超勤分含む)	千円	18,348	18,348	18,348	18,348	18,348			
		非常勤職員分	千円	0	0	0	0	0			
	総事業費 ++		千円	20,323	20,199	20,215	19,465	20,213			
	単位あたりコスト ÷		円	110,451	92,656	80,860	84,630	80,852			
	財源	受益者負担分		千円	618	305	287	189			587
		国・都等からの支出金		千円							
		特定財源計 +		千円	618	305	287	189			587
差引:一般財源 -		千円	19,705	19,894	19,928	19,276	19,626				
受益者負担比率 ÷		%	3.0	1.5	1.4	1.0	2.9				
事業を取り巻く環境	開始当初から現在までの変化		平成9年度薬事関係事務が区の新規事務となり、平成12年度より毒劇物、家庭用品に関する事務が更に事務移管された。平成10年度以降、健康被害を防ぐための情報提供を始めとする販売管理が強く求められており、医薬品販売時における薬剤師の完全配置を、都区一体となって指導している。平成10年度以降改善率は向上しているが、完全配置には至っていない。								
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)		都議会を始め、医薬品による副作用被害を防ぐための販売管理体制の確保を求める意見、要望がある。特に平成14年度に中国製ダイエット商品による死者を含めた重篤な健康被害が発生した際には、安全に関する問合せや試験検査の依頼要望が区民から寄せられた。								
	今後の予測		平成17年度を目途に、現在都区保健衛生連絡協議会で、薬局及び毒物劇物業務上取扱者等に関する事務移譲が検討されている。仮に当該事務が移譲された場合、薬事関係事務量及びその専門性は倍増する。								

平成15年度 杉並区事務事業評価表

	活動指標(1)の14年度達成率%	92.0	活動指標(2)の14年度達成率%	14年度予算執行率%	59.8
14年度予算執行状況 (節減努力・未達理由等)	活動指標(1)の達成率が未達となった理由は計画した全監視指導対象施設のうち平成13年度末等に改善がなされたものを除外したため、92%の達成率となった。				
前年度の改革案の取り組み状況 (15年度予算を削減または増額している場合、関連する新規事業がある場合にはその概要を明記)	事務の移譲予定に対する機動的で、連携の図れる組織のあり方については検討が進んでいない。				
結果評価 (目的妥当性・有効性・効率性)	(1) 施策への貢献度は大きいですか 貢献度 大(理由)	理由: 日常使用する医薬品等の安全性を確保するための本事業は、区民が健康で安心して暮らすことのできる健康都市の実現に必要な不可欠であり、その施策を推進する中で本事業の貢献度は大きい。			
	(2) 区が行う必要がありますか。民間や国・都との役割分担は適切ですか 義務的的事业である	理由: 本事業は市場に流通する医薬品や毒劇物等に関して安全確保を図るための事業であり、法令により区で執行すべき自治事務(一部法定受託事務あり)と位置付けられているため、区で執行する必要がある。また営業施設への営業停止処分等の行政処分をも伴う事務の性質上民間での分担等は適当でない。			
	(3) 成果を向上させることができますか ある程度できる() 成果向上のための方策は何ですか 具体的な内容を選択し、改革案の概要へ 手段・方法の変更	理由: 監視指導業務について重点監視項目の設定や、違反施設への復讐する改善指導を集中して行う。法遵守の必要性を理解して頂くための具体的説明や、最新の副作用情報提供等を増やす事で、自己管理意識の向上による成果を図る。			
	(4) 受益者負担の見直し余地はありますか ない(理由)	理由: 医薬品販売業等の営業者は事業開始時に都区共通の必要手数料を負担しており、より以上の受益者負担は困難である。			
	(5) 成果を維持して対象を縮小できますか又は対象を拡大して成果を上げることはできますか 対象を変更するのは適切でない(理由)	理由: 法令により規制されている医薬品販売や毒劇物の販売業施設を対象変更することは困難である。			
	(6) コストを下げる余地はありますか ある(手段・方法の変更)	理由: 製品の検査委託についても違反率の高いものへ重点を置く等効率化を検討し、情報の提供等小額予算で、効果を期待できる事業への転換を検討する。			
今後の事業のあり方	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合				
中長期的な視点	(1) 改革案の概要(いつまでに、どうかたちに) 平成17年度に予定されている東京都と23区の特例条例による薬局の許認可等に関する事務の移譲に対応するため、係間の連携や組織の見直しを検討する。 そのため、平成16年中に各担当の事務事業の精査を行い生活衛生課のあるべき組織の検討を行う。				
	(2) 改革案を実施するにあたっての阻害要因と克服方法				
短期的な視点	(1) 翌年度予算見積の方向性	<input type="radio"/> 大幅増 <input type="radio"/> 増 <input type="radio"/> 増減なし <input checked="" type="radio"/> 減 <input type="radio"/> 大幅減 <input type="radio"/> 予算なし			
	(2) 理由	平成16年度に関しては、検査委託費用の軽減を図れるよう過去の検査実績(全国対象)を分析し、対象検査品目等の見直しを行う。その結果、全国で過去数年間違反品目が出てない品目等については数年に一度の検査実施にするなどで予算の軽減化を図りたい。 なお、平成17年度以降については、東京都と23区の特例条例による薬局等に関する事務の移譲による事務量の増加が見込めるため予算の増減については現時点では評価できない。 また、指標の目標値としては数年先の目標値を設定すべきであるが、上記と同様の理由により当年の目標値は16年度とした。			